

管理コード	審査事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・実施理由	特種な 分類	特種な 内容	各府県庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の 分類	措置の 内容	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	推進 主体名	都道府県	制度の所管・関 係府県庁
040010	意見の随時実行許可書等 提出の際に経費を支 付できるようにすること。	地方自治法235条 第4第2項	地方自治法第235条第4 項（従前の期）と第235条の 規定が異なることにより、経費の 負担が異なる可能性がある。また、 地方自治法第235条の4第2項は、 法律又は政令の規定によるもので ない限り、これを廃止することができる。	随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。 【経費負担】 随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。 【経費負担】 随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。	随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。 【経費負担】 随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。	E	—	各府県庁からの検討要請に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	E	—	随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。 【経費負担】 随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。	随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。 【経費負担】 随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。	再々検討要請 提案主体からの意見	随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。 【経費負担】 随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。	随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。 【経費負担】 随時実行許可書等の提出の際、 経費を支払う。従前の期に に準ずる経費負担のあり方を維持 し、地方自治法第235条の4第2 項の規定を適用することとする。	1 0 0 0 0 0 0	個人	静岡県	総務省 国土交通省
040020	公職選挙法における「地方 公共団体の長の任期の 短縮の特例（法259条の 2）」の適用除外	公職選挙法第259 条、第259条の2	地方公共団体の長が任期満了 を前にして、選挙権を行使する ことができるようにすること。	地方公共団体の長が任期満了 を前にして、選挙権を行使する ことができるようにすること。	地方公共団体の長が任期満了 を前にして、選挙権を行使する ことができるようにすること。	C	I	各府県庁からの検討要請に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	C	I	地方公共団体の長が任期満了 を前にして、選挙権を行使する ことができるようにすること。	地方公共団体の長が任期満了 を前にして、選挙権を行使する ことができるようにすること。	再々検討要請 提案主体からの意見	地方公共団体の長が任期満了 を前にして、選挙権を行使する ことができるようにすること。	地方公共団体の長が任期満了 を前にして、選挙権を行使する ことができるようにすること。	1 0 0 0 0 0 0	地方市 町	静岡県 神奈川県	総務省
040030	期日前投票の期間特例 緩和制度	公職選挙法第40条 第4第3項	期日前投票の期間を短縮する ことができるようにすること。	期日前投票の期間を短縮する ことができるようにすること。	期日前投票の期間を短縮する ことができるようにすること。	C	I	各府県庁からの検討要請に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	C	I	期日前投票の期間を短縮する ことができるようにすること。	期日前投票の期間を短縮する ことができるようにすること。	再々検討要請 提案主体からの意見	期日前投票の期間を短縮する ことができるようにすること。	期日前投票の期間を短縮する ことができるようにすること。	1 0 0 0 0 0 0	両国市	大阪府	総務省
040040	住民基本台帳ネットワー クシステムの運用に 関しては、関係機関 との連携を確保する こととする。	住民基本台帳ネット ワークシステム運用 に関する法律（平成 20年法律第31号） 第15条の2	住民基本台帳ネットワー クシステムの運用に 関しては、関係機関 との連携を確保する こととする。	住民基本台帳ネットワー クシステムの運用に 関しては、関係機関 との連携を確保する こととする。	住民基本台帳ネットワー クシステムの運用に 関しては、関係機関 との連携を確保する こととする。	C	I, IV	各府県庁からの検討要請に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	C	I, IV	住民基本台帳ネットワー クシステムの運用に 関しては、関係機関 との連携を確保する こととする。	住民基本台帳ネットワー クシステムの運用に 関しては、関係機関 との連携を確保する こととする。	再々検討要請 提案主体からの意見	住民基本台帳ネットワー クシステムの運用に 関しては、関係機関 との連携を確保する こととする。	住民基本台帳ネットワー クシステムの運用に 関しては、関係機関 との連携を確保する こととする。	1 0 0 0 0 0 0	両国市	千葉県	総務省
040050	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	地方自治法第243 条第2第4項、同 施行令第15条の 第1項	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	C	I	各府県庁からの検討要請に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	C	I	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	再々検討要請 提案主体からの意見	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	1 0 0 0 0 0 0	佐賀県	佐賀県	総務省
040060	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	地方自治法第243 条第2第4項、同 施行令第15条の 第1項	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	C	I	各府県庁からの検討要請に対する回答 再検討要請 提案主体からの意見	C	I	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	再々検討要請 提案主体からの意見	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	寄附金に係る個人の公 取扱いに係る関係 （法243条の2第4項、 同施行令第15条の 第1項）	1 0 0 0 0 0 0	佐賀県	佐賀県	総務省